

フェアワイルド基準

FairWild Standard

第 2.0 版

2010年8月26日にフェアワイルド理事会承認

「薬用・アロマティック植物の野生からの持続可能な採集に関する国際基準（ISSC-MAP）第1.0版」（2007年）と「フェアワイルド基準第1版」（2006年）を一本化した基準



表紙写真: Michler, Pätzold, Cunningham, Cunningham (top)
Strohbach, Schippmann, Schippmann (bottom)

この文書、および本基準に関するその他の文書はフェアワイルドのウェブサイトです。入手できます: www.FairWild.org.

詳細に関するお問い合わせは:

FairWild Foundation (フェアワイルド・ファウンデーション)
CH-8570 Weinfelden, Weststr. 51
Switzerland
Tel: +41-(0)71-626 0 626
Fax: +41-(0)71-626 0 623
e-mail: info@FairWild.org

フェアワイルド基準 第 2.0 版に関してのご意見をお待ちしています。ご質問・ご意見は直接こちらまで: info@FairWild.org (英語)

引用例: FairWild Foundation. 2010. *FairWild Standard: Version 2.0*. FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.

©FairWild Foundation, Switzerland

教育あるいはその他の非商業的な目的、またはフェアワイルド基準を活用する者による内部的な利用については、出典が完全に明示されていれば、著作権保持者からの書面による事前許可を得ずとも、この文書の複製が認められます。

著作権保持者の書面による事前の許可なく、転売またはその他の商業目的でこの文書を複製することは禁じられています。

日本語訳: トラフィック イーストアジア ジャパン

翻訳に関するご意見・お問い合わせはトラフィック イーストアジア ジャパン (traffic@trafficj.org) まで (日本語) 文中の団体名や組織名等をあらかず固有名詞には、トラフィック イーストアジア ジャパンが便宜上、仮に日本語に訳したものが一部含まれています。

本文書の日本語訳は、日本経団連自然保護基金の資金のご支援により実現しました。

謝辞

フェアワイルド基準第 2.0 版の作成にあたり、多くの団体や個人から貴重な時間とご協力、および野生から採集する資源の取引における持続可能性の向上を目指した知見と専門知識を提供していただいた。また、この改訂版の作成は、ドイツ連邦自然保護庁（BfN）ならびに WWF ドイツによる惜しみない資金援助により実現した。フェアワイルド基準第 2.0 版のパフォーマンス指標の開発と検証を引き受けてくれたインスティテュート・フォー・マーケテコロジー（IMO）職員、そして、基準作成のために数回のワークショップを主催してくれた国際自然保全アカデミー（International Academy for Nature Conservation）（ドイツ、フィルム島）にも感謝したい。

この基準の実地試験には、ドイツ連邦経済協力・開発省（BMZ）、欧州中国生物多様性プロジェクト（ECBP）、スイス輸入振興プログラム（SIPPO）、WWF ドイツ、Traditional Medicinals、Martin Bauer GmbH & Co.、Forum Essenzia e.V.、ProFound、Kuendig AG、Bahnhof-Apotheke Kempten、IUCN サウスアメリカ、IUCN/SSC 薬用植物専門家グループ、インドの地域伝統医療復興財団（FRLHT）、ネパールの国際総合山岳開発センター（ICIMOD）そしてトラフィックの支援を受けて実施されるプロジェクトでの経験が多分に活かされている。フェアワイルド・ファウンデーションは、野生から採集された産物の採集・加工・取引に携わる地域社会、採集者の協同組合、研究機関、政府機関、企業と協力している。こうした組織から改訂版作成のために多くの情報等を提供いただいたことに感謝したい。

改訂作業はフェアワイルド・ファウンデーション評議員会の指導に基づき、フェアワイルド・ファウンデーション技術委員会のメンバーがおこなった。

目次

謝辞.....	iii
1 序文.....	1
1.1 適用範囲と目的.....	1
1.2 フェアワイルド基準第 2.0 版の構成.....	3
2 フェアワイルド基準第 2.0 版.....	4
2.1 採集事業に関するフェアワイルドの原則と評価項目.....	4
第 I 章：野生からの採集および保全に関する要件.....	4
第 II 章：法律上および倫理上の要件.....	4
第 III 章：社会的およびフェアトレードに関する要件.....	5
第 IV 章：管理およびビジネスの要件.....	6
2.2 野生から採集される製品の購入者へのフェアワイルドの原則および評価項目.....	6
参考文献	7
添付資料 1. 略語説明	8

1 序文

1.1 適用範囲と目的

フェアワイルド基準第 2.0 版は、持続可能な採集、社会的責任、フェアトレードという原則に対して責任を果たそうとする姿勢を示したいと考えている野生植物の採集事業者に適用される。この基準は、「薬用・アロマティック植物の野生からの持続可能な採集に関する国際基準 (ISSC-MAP) 第 1.0 版」(MPSG 2007)と「フェアワイルド基準第 1 版」(MEINSHAUSEN *et al.* 2006)を一本化し、持続可能な野生採集に関する包括的フェアワイルド基準としてまとめたものである。

フェアワイルド基準の目的は、野生の種および個体群の継続的な利用と、生息地での長期的な存続を確保しつつ、伝統と文化を尊重し、すべての関係者、特に採集者と労働者の生計を支え続けることである。

食品、化粧品、健康商品、医薬品の成分としての天然産物に対する需要の拡大は、生態系と社会の両側面において重大な問題をもたらすことになる。現在おこなわれ、拡大しつつある商業目的の採取が野生資源に対して加える大きな圧力は、個体群と種の存続を脅かし、その土地の生態系に危機をもたらすおそれがある。政府、企業、消費者は、これらの野生資源を手に入れにくくなり失うことが、広い規模で健康と経済を脅かし、原産国で最貧困層に属することが多い採集者の生計の土台を壊すことを認識している。植物の野生採集を持続可能なものにするために、生態系、社会、経済の観点での目的を達成し、ベストプラクティス（最善の手法）を規定する必要がある。フェアワイルド基準は、これらの課題に対応できるように策定したものである。

既存の包括的な保全ガイドラインならびに倫理規範と、もう一方にある特定の種および各地の条件に関して策定された採集管理計画との間にはギャップがあり、その橋渡しをするのがフェアワイルド基準である。民間企業、政府機関、研究センター、コミュニティは、フェアワイルド基準の原則の採用と評価項目（クライテリア）を適用することで、持続可能な野生植物採集における以下の 11 の重要な要素について適正な手法を特定し、それに従うことができるようになる。

1. 野生の植物資源の維持
2. 環境に対する悪影響の回避
3. 法律、規則、協定の遵守
4. 慣習上の権利および利益の配分の尊重
5. 採集者と経営者間での公平な契約関係の促進
6. 野生からの採集活動への子供の参加の制限
7. 採集者とそのコミュニティの利益の確保
8. 野生からの採集事業で働くすべての労働者の公正な労働条件の確保
9. 責任ある管理手法の適用
10. 責任あるビジネス手法の適用
11. 購入者による関与の促進

フェアワイルド基準第2.0版の**適用範囲**には、以下のような、野生から採集する薬草などの植物性産物が含まれる。

- ✓ 自然生育地から採集する植物、植物の部分、植物性産物
- ✓ 自然生育地から採集する菌類、地衣類

この範囲外の種（もともと栽培種であった種、帰化種、侵入種、再導入種など）に対するフェアワイルド基準の適用可能性については、ケースバイケースで決定する必要がある¹。動物およびロウやハチミツなどの動物性産物は除外される。

フェアワイルド基準は、野生からの植物資源の採集がおこなわれる幅広い地理、生態系、文化、経済、取引上の条件に適用できるよう策定されている。また必要最低限、またはその土地だけの小規模な利用というより、主に商業目的での野生植物資源の採集を対象とする。

フェアワイルド基準は、社会的に責任のあるビジネス手法を推進しつつ、野生種とその生息地を管理するために適用する原則と評価項目の枠組みを定めたものである。野生から採集する植物資源の持続可能性の改善に多大な影響を与え、野生採集種の利用の持続可能性に依存する多様な医療や生計を支えるには、実施にあたり多様なアプローチが必要になることを、フェアワイルド・ファウンデーションは認識している（図 1）。これらのフェアワイルドの原則および評価項目には、以下のような利用目的がある。

- 資源管理に関するガイダンスを提供する
- 現行の規制および政策枠組み（国家安全・環境に関する要件、国際条約に対する国内での対策）の施行を支援する。
- 内部監視や報告（自主的な実施規範）の基盤となる。
- フェアワイルドの認証のシステムを支援する。

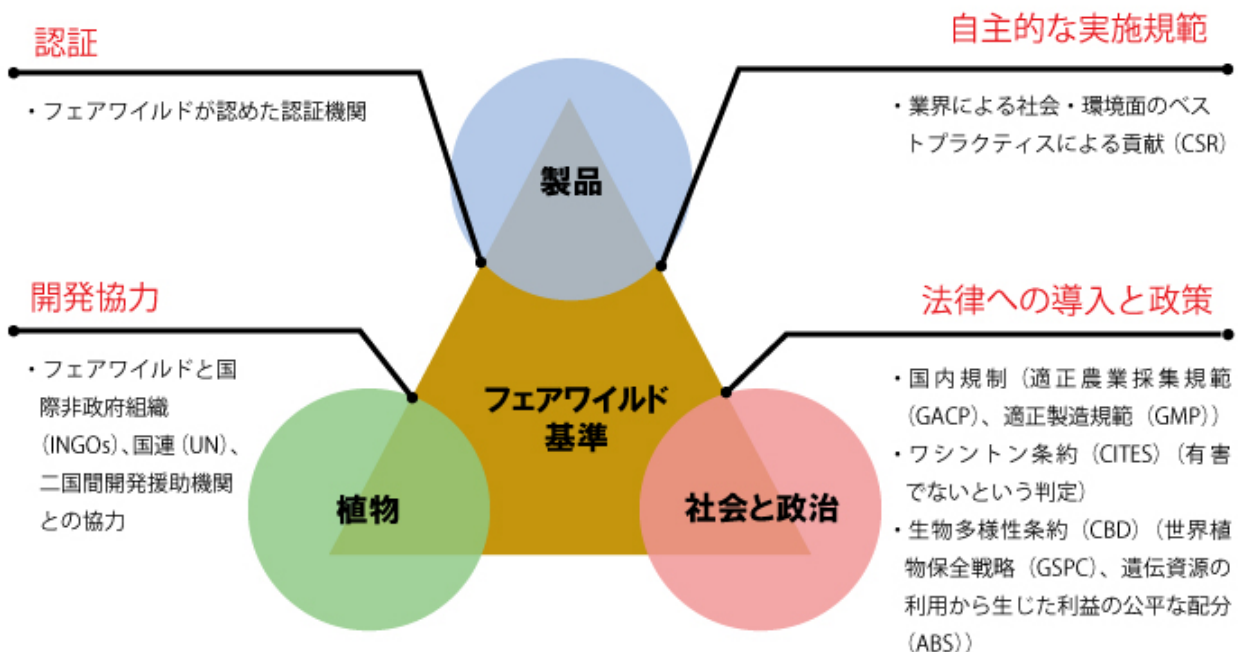


図 1. フェアワイルド基準第 2.0 版の実施へのアプローチ

¹ 詳しいガイダンスは、フェアワイルド・ファウンデーションのウェブサイト (www.FairWild.org) に掲載されている。info@FairWild.org に請求することもできる。

フェアワイルド基準は発展的な性格を持つ。実施する中で得た経験に基づいて、公的なステークホルダーと十分に協議し、定期的な改訂がおこなわれる。

1.2 フェアワイルド基準第 2.0 版の構成

フェアワイルド基準第 2.0 版は、表 1 に説明する分類による各種要素の機能的な階層に従っている。

表 1. 基準要素の機能分類

要素	説明
基準 Standard	適正な管理手法についての概念化、実施、評価のために開発された一連の規則。
原則 Principle	論理的思考と行動の基礎となる基本的な法則または規則。原則とは目標の中の明白な要素である。
評価項目 Criterion	原則を守った結果として達成されるべき過程や体制の状態あるいは局面。評価項目の編成の仕方は、実際の状況がどの程度規則に適合しているかの判断ができるようなものでなければならない。
指標 Indicator	評価項目に対して事業がどのくらい適合しているかを評価するために、検証することのできる定量的・定性的な要因（パラメータ）。フェアワイルドの体系の中では、各指標（管理細目）が様々な段階の適合の度合を示すことにより、管理の過程を容易にし、段階的進歩を証明できるようにしている。

LAMMERTS VAN BUEREN and BLOM (1997)を基に作成

フェアワイルド基準第 2.0 版は 11 の原則と 29 の評価項目で構成され、持続可能な野生からの採集に関する生態系・社会・経済上の要件に対応している。これらは第 2 章に記載する。この文書と対になる文書（FWF 2010b）に記したパフォーマンス指標が、フェアワイルド基準の原則と評価項目の実施に向けた進捗状況を評価するための管理細目の役割を果たす。原則と評価細目は、妥当性の確認と内部監査の基礎として、また、フェアワイルド・ファウンデーションが承認した独立組織を通じて実施されるフェアワイルドの認証の基礎として使われる。詳しい外部管理手順、認証の最低必要条件、商品の表示とフェアワイルド・ロゴの使用に関する情報は、フェアワイルド・ファウンデーションから入手可能である。

2 フェアワイルド基準第 2.0 版²

2.1 採集事業に関するフェアワイルドの原則と評価項目

第 I 章：野生からの採集および保全に関する要件	
原則 1. 野生の植物資源の維持 植物資源の野生からの採集は、個体群と種を長期的に維持できる規模と割合、および方法でおこなう。	
1.1	対象種の保全状態 対象とする種および個体群の保全状態を評価し、定期的な見直しをおこなう。
1.2	知識に基づく採集手法 採集と管理の手法は、対象種とその採集による影響の十分な特定、地図作製、自然資源調査、評価、モニタリングに基づく。
1.3	採集割合の持続可能性 対象資源の採集の割合（強度と頻度）が、対象種の長期的な再生能力を超過しない。
原則 2. 環境に対する悪影響の回避 他の野生種、採集地域、近隣地域に対して採集活動が及ぼす悪影響を防止する。	
2.1	感受性の高い分類群と生息地 対象種の採集と管理により影響を受けそうな希少種・脅かされている種・絶滅のおそれのある種およびそれらの生息地を特定し、保護する。
2.2	生育地（景観レベル）の管理 対象種の野生からの採集を支援する管理活動が、生態系の多様性や動態、機能に悪影響を与えない。

第 II 章：法律上および倫理上の要件	
原則 3. 法律、規則、協定の遵守 採集活動と管理活動は、合法的な保有権の取り決めに従い実施し、関連する法律、規則、協定を遵守する。	
3.1	保有権、管理権限、利用権 採集者と管理者は、対象資源を利用し、管理するための明確かつ認知された権利および権限を持つ。
3.2	法律、規則、行政上の要件 対象資源の採集および管理において、保護種および保護地域に関連するものを含むすべての国際協定および国内・地方の法律、規則、行政上の要件を遵守する。
原則 4. 慣習上の権利および利益の配分の尊重 地域コミュニティおよび先住民が採集地域および野生から採集される対象資源を利用・管理する慣習上の権利を認識、尊重、保護する。	
4.1	伝統的な利用および手法、アクセス権、文化遺産 法律上または慣習上の保有権または利用権を持つ地域コミュニティおよび先住民は、権利や伝統的知識、資源を保護するために必要とされる範囲内で、採集事業に対する管理権を維持する。
4.2	利益の配分 地域コミュニティおよび先住民との協定は、対象資源の保有権、アクセス権、管理の要件、資源の価値に関する適切かつ十分な知識に基づく。協定は、関与する全ての当事者に対する公正かつ公平な利益の配分を保証する。

² フェアワイルド基準第 2.0 版で使用する用語集は、対になる文書（FWF 2010b）に、パフォーマンス指標とあわせて掲載されている。

第 III 章：社会的およびフェアトレードに関する要件

原則 5. 採集者と経営者の間での公平な契約関係の促進

採集者には、自身の利益を代表し、フェアワイルド・プレミアムの決定に参加するために必要な仕組みが確保され情報を入手する権利がある。採集者として特定の集団に対する差別はない。

5.1	公平な契約関係 企業と採集者との間の経済的関係は公平かつ透明であり、採集者がプレミアムの利用または価格設定の取り決めといった重要な決定に関与することを認める。
5.2	採集者に対する差別の禁止 人種、肌の色、倫理観、宗教、性別、政治的意見に基づく採集者への差別なく、女性の採集者としての登録を奨励する。

原則 6. 野生からの採集活動への子供の参加の制限

採集者による採集および加工は、子供の実質的な労働貢献によらずにおこなわれる。

6.1	子供および若い採集者 子供は採集者として契約相手とならない。若い採集者は危険な仕事をしない。
6.2	採集作業のために子供と契約する採集者 採集者は採集または加工を補助する労働者として子供と契約しない。
6.3	親を手伝って採集する子供 子供はきわめて限定的な採集作業を、監督の下でのみおこなう。

原則 7. 採集者とそのコミュニティの利益の確保

取引の仲介段階は最低限に抑え、採集した商品に対する公正な価格を採集者に保証し、コミュニティの社会の発展はフェアワイルド・プレミアム基金の財源を通じて支援される。

7.1	公正な価格設定および採集者への支払い 採集事業は、透明な費用計算を必要条件とし、価格決定に採集者を関与させ、取引経路を短く保ち、採集者への時宜にかなった支払いをおこなうことにより、採集者へ長期的に公正な価格が支払われることを確保する。
7.2	フェアワイルド・プレミアムの利用と管理 フェアワイルド・プレミアムが受け取られたらすぐに、透明性をもって管理され、その基金の用途に関する決定は、説明できる方法で採集者の組織、採集者を代表する委員会、または指名された関係者の混成によるフェアワイルド・プレミアム理事会によりおこなわれる。

原則 8. 採集事業で働くすべての労働者の公正な労働条件の確保

採集事業は野生からの採集事業におけるすべての労働者の良好な労働条件を確保する。

8.1	野生からの採集事業の職員の基本的な労働者の権利 野生からの採集事業は、すべての労働者の基本的な人的価値および仕事上の基本的権利を尊重する。
8.2	野生からの採集事業の職員の安全な労働環境 業界に関してや、特有の危険性についての常識的な知識を念頭に置き、安全かつ衛生的な労働環境が提供される。
8.3	野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件 野生からの採集事業は社会的に責任ある雇用者として行動し、良好な雇用条件を提供する。

第 IV 章：管理およびビジネスの要件

原則 9. 責任ある管理手法の適用

対象種の野生からの採集は、順応性があり实际的で参加型の、透明性のある管理手法に基づく。

9.1	種／地域管理計画 種／地域管理計画は、順応性、実際の管理手順および良好な採集の手法を定義する。
9.2	資源調査、評価、モニタリング 野生からの採集の管理は、十分かつ実際の資源調査、評価、採集による影響のモニタリングにより支持される。
9.3	採集者による持続可能な採集のための対策の実施 野生からの採集事業者は、訓練を受けた能力のある採集者のみが対象資源を採集するよう確認し、該当する採集方法指示を採集者が有効な形で施行するよう監視する。
9.4	訓練および能力開発 資源管理者および採集者は、管理計画の条項を施行し、この基準の要件を遵守するために十分な技能（訓練、監督、経験）を備える。
9.5	透明性および参加 野生からの採集活動は、管理の計画と実施、記録と情報の共有、関係者の関与に関して透明性のある方法でおこなわれる。

原則 10. 責任あるビジネス手法の適用

野生資源の採集は、品質、財政的、トレーサビリティに関する市場の要求を支持する形で、資源の持続可能性を犠牲にすることなくおこなわれる。

10.1	市場／購入者の明示 対象資源の持続可能な採集および取り扱いは、販売できない可能性のある製品を採集することを防ぐ、あるいは最小限に抑えるため、市場の要求に従って管理し、計画される。
10.2	トレーサビリティ 対象資源の保管および取り扱いは、採集地域から販売までのトレーサビリティを支持するように管理される。
10.3	財政的な実行可能性および説明可能な取引関係 各仕組みにおいて、対象となる資源の持続可能な野生採集のシステムの財政的な実行可能性を確保することが奨励される。

2.2 野生から採集される製品の購入者へのフェアワイルドの原則および評価項目

原則 11. 購入者による関与の促進 野生から採集された製品の購入者（例えば輸入者）は、尊重、透明性、そして品質面での供給者へのサポートに基づいて野生からの採集事業をおこなうことにより、野生からの採集事業者と相互に有益で長期的な取引関係を結ぶよう努める。	
11.1	相互に有益な取引関係 野生から採集される製品の購入者は、供給者との長期的で公正な取引関係を維持するよう努め、情報、訓練、有利な取引条件によって、供給者を支援する。
11.2	公正な価格およびフェアワイルド・プレミアム 野生から採集される製品の購入者は、採集者のコミュニティの社会的な発展を支援するため、公正な価格およびフェアワイルド・プレミアムを支払う。

参考文献

- FWF. 2010a. *FairWild Standard: Version 2.0*. FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.
- FWF. 2010b. *FairWild Standard: Version 2.0. Performance Indicators*. FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.
- LAMMERTS VAN BUEREN, E.M., AND E.A. BLOM. 1997. *Hierarchical Framework for the Formulation of Sustainable Forest Management Standards*. The Tropenbos Foundation, Leiden, The Netherlands.
- MPSG. 2007. *International Standard for Sustainable Wild Collection of Medicinal and Aromatic Plants (ISSC-MAP)*. Version 1.0. Bundesamt für Naturschutz (BfN), MPSG/SSC/IUCN, WWF Germany, and TRAFFIC (BfN-Skripten 195), Bonn, Gland, Frankfurt, and Cambridge.
- MEINSHAUSEN F, S. WINKLER, R. BÄCHI, F. STAUBLI, AND K. DÜRBECK. 2006. *FairWild Standards*, Version 1 (11/2006). FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.

付記 1. 略語説明

ABS	アクセスと利益配分 (Access and benefit-sharing)
BfN	ドイツ連邦自然保護庁 (Bundesamt für Naturschutz / German Federal Agency for Nature Conservation)
BMZ	ドイツ連邦経済協力・開発省 (Bundesministerium Für Wirtschaftliche Zusammenarbeit / German Federal Ministry for Economic Co-operation and Development)
CBD	生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity)
CITES	ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)
CSR	企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)
ECBP	欧州中国生物多様性プロジェクト (EU-China Biodiversity Project)
FWF	フェアワイルド・ファウンデーション (FairWild Foundation)
FRLHT	地域伝統医療復興財団 (Foundation for Revitalization of Local Health Traditions)
GACP	適正農業採集規範 (Good Agricultural and Collection Practices)
GMP	適正製造規範 (Good Manufacturing Practices)
GSPC	世界植物保全戦略 (Global Strategy for Plant Conservation)
ICIMOD	国際総合山岳開発センター (International Centre for Integrated Mountain Development)
IMO	インスティテュート・フォー・マーケテコロジー (Institute for Marketecology)
INGOs	国際非政府組織 (International non-government organisations)
ISSC-MAP	薬用・アロマティック植物の持続可能な野生からの採取に関する国際基準 (International Standard for Sustainable Wild Collection of Medicinal and Aromatic Plants)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature)
MAP	薬用・アロマティック植物 (Medicinal and aromatic plant)
MPSG	IUCN/SSC 薬用植物専門家グループ (Medicinal Plant Specialist Group of the IUCN/SSC)
SIPPO	スイス輸入振興プログラム (Swiss Import Promotion Programme)
SSC	種の保存委員会 (Species Survival Commission)
UN	国際連合 (United Nations)